

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 10    | 介護保険に関する事務 重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野市長

## 公表日

令和5年8月31日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |

# I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 |   |
|----------------------|---|
| ①事務の名称               | 介護保険に関する事務  |
| ②事務の内容               | <p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>1. 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に係る届出の受理</li> <li>・届出に係る事実についての審査</li> <li>・届出に対する応答に関する事務</li> </ul> <p>2. 介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証に関する事務</li> <li>・認定証に関する事務</li> </ul> <p>3. 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付の支給に関する事務</li> <li>・予防給付の支給に関する事務</li> <li>・市町村特別給付の支給に関する事務</li> </ul> <p>4. 介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定の申請の受理</li> <li>・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理</li> <li>・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理</li> <li>・申請に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>・申請に対する応答の事務</li> </ul> <p>5. 介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</li> </ul> <p>6. 介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付の支払の一時差止に関する事務</li> </ul> <p>7. 介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</li> </ul> <p>8. 介護保険法第二百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の徴収に関する事務</li> <li>・保険料の賦課に関する事務</li> </ul> <p>長野市介護保険利用者負担援護事業実施要綱(平成12年8月11日告示第243号)に基づき、対象者に扶助費の支給を行う事務であり、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>1. 長野市介護保険利用者負担援護事業に関する事務</p> <p>長野市要介護被保険者等住宅整備事業補助金交付要綱(平成3年3月29日告示第46号)に基づき、申請者に補助金の支給を行う事務であり、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>1. 長野市要介護被保険者等住宅整備事業に関する事務</p> |
| ③対象人数                | <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満<br/>         3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>  |

**2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム**

**システム1**

|             |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 介護保険システム   |
| ②システムの機能    | <p>介護保険被保険者の資格管理、被保険者の保険料管理、要介護認定の受給資格管理、介護サービスの給付実績管理、国保連合会との給付実績等のデータ送受信管理を行う。具体的には、</p> <p>1 65歳以上の住民は1号被保険者として資格管理を行う。ただし、他市町村からの住所地特例者や適用除外者は、被保険者管理から除外する。また、40歳～64歳で介護サービスを受ける場合は、申請により2号被保険者として資格管理を行う。</p> <p>2 1号被保険者を対象に年度ごとの保険料を算出して賦課・徴収を行う。また、国保連合会から送付される特徴対象者と一致する被保険者は特別徴収(年金からの天引き)で徴収を行い、それ以外の被保険者は普通徴収(納付書、口座引き落とし等)で徴収を行う。</p> <p>3 要介護認定の申請・認定結果の登録と履歴の照会、厚生労働省の認定ソフトへの申請情報の送付、認定ソフトからの認定結果の取り込みを行う。</p> <p>4 国保連合会からの給付実績情報の取り込みと給付実績情報の照会、住宅改修、用具購入、高額介護サービス費の申請・審査結果の登録と履歴の照会を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 申請管理システム )</p>   |

**システム2～5**

**システム2**

|             |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 総合窓口支援システム   |
| ②システムの機能    | <p>1. 窓口受付機能<br/>・ライフイベント(引越し、婚姻／離婚、出生、死亡)に伴う申請・届出等の受付情報を入力し、住民異動届や各種申請書を作成する。作成された申請書等に来庁者が署名押印した後、各主管課に回送する。また、受付した申請・届出の進捗状況を管理する。</p> <p>2. ナビゲーション機能<br/>・来庁者向けには、完了した手続きや未完了の手続きをお知らせする「手続完了書」及び総合窓口以外に移動する際に「窓口案内書」を作成する。職員向けには、来庁者のライフイベントや世帯構成、入力内容等から、必要な手続きや添付資料を画面上に表示する。</p> <p>3. 証明書印刷機能<br/>・申請・届出により作成された証明書等を印刷する。</p> <p>4. 他業務データ連携機能<br/>・窓口受付機能及びナビゲーション機能に必要な国民健康保険や福祉医療等のデータを連携する。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |

| システム3       |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)   |
| ②システムの機能    | <p>1. 宛名管理機能<br/>・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBIに反映を行う。</p> <p>2. 統合宛名番号の付番機能<br/>・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>3. 符号要求機能<br/>・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>4. 情報提供機能<br/>・各業務で管理している番号法第19条第8号別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。</p> <p>5. 情報照会機能<br/>・中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>   |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 申請管理システム )</p>   |
| システム4       |  |
| ①システムの名称    | 中間サーバ  |
| ②システムの機能    | <p>1. 符号管理機能<br/>・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能<br/>・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能<br/>・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能<br/>・中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能<br/>・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能<br/>・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能<br/>・中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能<br/>・セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能<br/>・中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能<br/>・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |

| システム5                |   |                    |   |                      |                  |             |            |           |   |
|----------------------|---|--------------------|---|----------------------|------------------|-------------|------------|-----------|---|
| ①システムの名称             | 申請管理システム  |                    |   |                      |                  |             |            |           |   |
| ②システムの機能             | <p>(連携サーバ)<br/>           サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能<br/>           (申請管理システム)<br/>           連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能。および電子申請データを地方公共団体の<br/>           基幹システムに連携する(受け渡す)機能</p>  |                    |   |                      |                  |             |            |           |   |
| ③他のシステムとの接続          | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table> | [ ] 情報提供ネットワークシステム | [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム | [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム | [ ] 既存住民基本台帳システム | [ ] 宛名システム等 | [ ] 税務システム | [ ] その他 ( | ) |
| [ ] 情報提供ネットワークシステム   | [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム   |                    |   |                      |                  |             |            |           |   |
| [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム | [ ] 既存住民基本台帳システム  |                    |   |                      |                  |             |            |           |   |
| [ ] 宛名システム等          | [ ] 税務システム  |                    |   |                      |                  |             |            |           |   |
| [ ] その他 (            | )   |                    |   |                      |                  |             |            |           |   |
| システム6～10             |   |                    |   |                      |                  |             |            |           |   |
| システム11～15            |   |                    |   |                      |                  |             |            |           |   |
| システム16～20            |   |                    |   |                      |                  |             |            |           |   |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |  |
| 介護保険情報ファイル                        |  |
| <b>4. 個人番号の利用 ※</b>               |  |
| 法令上の根拠                            | 介護保険法に規定する事務<br>・番号法第9条第1項 別表第一 項番68<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条<br>介護サービス等の利用者に対する負担の軽減に関する事務<br>・長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条 第1項 別表第1  |
| <b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |  |
| ①実施の有無                            | [ 実施する ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                           | 介護保険法に規定する事務<br>番号法第19条第8号 別表第二<br><情報照会>: 項番93、94<br><情報提供>: 項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、109<br>介護サービス等の利用者に対する負担の軽減に関する事務<br>番号法第19条第9号に基づき定める特定個人情報に関する規則 |
| <b>6. 評価実施機関における担当部署</b>          |  |
| ①部署                               | 保健福祉部 介護保険課  |
| ②所属長の役職名                          | 課長   |
| <b>7. 他の評価実施機関</b>                |  |
|                                   |  |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 介護保険情報ファイル     |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ] <選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。ただし、死亡者は含めない。  |
| その必要性          | 番号法においては、別表第一項番68の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため。  |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ] <選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上   |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 口座登録・連携ファイル関係情報 )</li> </ul> |
| その妥当性          | 1 個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有<br>2 4情報、連絡先、住民票関係情報:①資格の管理の際に、資格要件を確認するため②通知書等の送付先を確認するため③本人への連絡等のため<br>3 地方税関係情報:収入・所得等に応じて保険料の賦課等を行うため<br>4 健康・医療関係情報:主治医の意見書等を必要とするため<br>5 医療保険関係情報:医療保険関係情報により資格の確認、高額医療合算等を行うため<br>6 障害者福祉関係情報:被保険者の適用除外の確認等を行うため<br>7 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護受給者に対する保険料の賦課等を行うため<br>8 介護・高齢者福祉関係情報:資格取得者の把握や算出した介護保険料を基に対象者に納入通知等の発行を行うとともに、認定情報等を基に給付事務を行うため<br>9 年金関係情報:年金からの保険料の特別徴収等を行うため<br>10 災害関係情報:保険料・利用料の軽減等を行うため   |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 平成28年1月   |
| ⑥事務担当部署        | 保健福祉部 介護保険課   |



| 3. 特定個人情報の入手・使用 |   |   |
|-----------------|---|---|
| ①入手元 ※          | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民窓口課、市民税課、国民健康保険課、高齢者活躍支援課、生活支援課、障害福祉課 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 厚生労働大臣、日本年金機構、共済組合、デジタル庁 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |   |
| ②入手方法           | <input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( 申請管理システム )   |   |
| ③使用目的 ※         | 介護保険法に定められた事務を行うため  |   |
| ④使用の主体          | 使用部署  | 【保健福祉部】介護保険課、<br>【市民生活部】市民窓口課、27支所(篠ノ井支所、松代支所、若穂支所、川中島支所、更北支所、七二会支所、信更支所、古里支所、柳原支所、浅川支所、大豆島支所、朝陽支所、若槻支所、長沼支所、安茂里支所、小田切支所、芋井支所、豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、芹田支所、古牧支所、三輪支所、吉田支所、信州新町支所、中条支所)   |
|                 | 使用者数  | <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上   |
| ⑤使用方法           | 1 被保険者の資格管理 本人等の申請又は住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報等をもとに資格管理を行う。<br>2 保険料の賦課・徴収 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報等をもとに保険料の賦課・徴収を行う。<br>3 要介護(要支援)認定等 本人等の申請又は住民票関係情報、健康・医療関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、要介護(要支援)認定に関わる事務を行う。<br>4 保険給付 本人等の申請又は住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、保険給付を行う。<br>5 「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等<br><br>ただし 市民窓口課 クラマ所は 資格の確認業務を行う |   |
|                 | 情報の突合   | 1 被保険者の資格管理 被保険者の資格の確認のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報等の突合を行う。<br>2 保険料の賦課・徴収 保険料の賦課決定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報及び災害関係情報等の突合を行う。<br>3 要介護(要支援)認定等 要介護(要支援)認定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、健康・医療関係情報、生活保護・社会福祉関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報等の突合を行う。<br>4 保険給付 保険給付のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び災害関係情報等の突合を行う。<br>5 申請者を確認するために既存住民基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する |
| ⑥使用開始日          | 平成28年1月1日   |   |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |  |  |
|----------------------|--|--|
| 委託の有無 ※              | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 1 ) 件  |  |
| 委託事項1                | 介護保険システムの運用支援及び保守等業務委託   |  |
| ①委託内容                | 介護保険システムの運用に関する支援及び保守業務、法制度改正に伴う改修業務   |  |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |  |
| ③委託先名                | 富士通Japan株式会社 長野支社  |  |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  |  |
|                      | ⑥再委託事項   |  |
| 委託事項2～5              |  |  |
| 委託事項6～10             |  |  |
| 委託事項11～15            |  |  |
| 委託事項16～20            |  |  |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 24 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件<br>[ ] 行っていない   |
| 提供先1                         | 番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)  |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第19条第8号別表第二(別紙1参照)   |
| ②提供先における用途                   | 番号法第19条第8号別表第二に定める事務(別紙1参照)   |
| ③提供する情報                      | 番号法第19条第8号別表第二の特定個人情報(別紙1参照)  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 介護保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者   |
| ⑥提供方法                        | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )   |
| ⑦時期・頻度                       |   |
| 提供先2～5                       |   |
| 提供先6～10                      |   |
| 提供先11～15                     |   |
| 提供先16～20                     |   |

|                        |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
|------------------------|---|-------|--|----------|--|----------------|--|------------------|--|---------------------|--|--------------|--|
| <b>移転先1</b>            | 番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| ①法令上の根拠                | 番号法第9条第2項に基づき定めた条例による。  |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| ②移転先における用途             | 番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| ③移転する情報                | 介護保険関係情報  |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数      | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 1万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 1万人以上10万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 10万人以上100万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 100万人以上1,000万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5) 1,000万人以上</td> <td></td> </tr> </table>   | <選択肢> |  | 1) 1万人未満 |  | 2) 1万人以上10万人未満 |  | 3) 10万人以上100万人未満 |  | 4) 100万人以上1,000万人未満 |  | 5) 1,000万人以上 |  |
| <選択肢>                  |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| 1) 1万人未満               |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| 2) 1万人以上10万人未満         |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| 3) 10万人以上100万人未満       |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| 4) 100万人以上1,000万人未満    |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| 5) 1,000万人以上           |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲     | 介護保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| ⑥移転方法                  | <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| ⑦時期・頻度                 | 特定個人情報の提供依頼があった都度。  |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| <b>移転先2～5</b>          |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| <b>移転先6～10</b>         |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| <b>移転先11～15</b>        |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| <b>移転先16～20</b>        |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| <b>6. 特定個人情報の保管・消去</b> |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| 保管場所 ※                 | <長野市における措置><br>・入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。<br>・サーバへのアクセスID/パスワードによる認証が必要となる。<br>・外部記録媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。<br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。<br>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。<br>③連携サーバに一時的に保管した個人番号付電子申請データは、申請管理システムへ連携後、速やかに完全消去する。<br>マイナンバー利用事務系端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。<br>外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
| <b>7. 備考</b>           |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |
|                        |   |       |  |          |  |                |  |                  |  |                     |  |              |  |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

介護保険情報ファイル

<宛名>

|    |            |
|----|------------|
| 1  | 宛名コード      |
| 2  | 個人番号       |
| 3  | 世帯コード      |
| 4  | 氏名カナ       |
| 5  | 氏名         |
| 6  | 通称名カナ      |
| 7  | 通称名        |
| 8  | 生年月日       |
| 9  | 性別         |
| 10 | 続柄         |
| 11 | 郵便番号       |
| 12 | 住所         |
| 13 | 住所方書       |
| 14 | 住所コード      |
| 15 | 住民区分       |
| 16 | 住民日届出日     |
| 17 | 住民日異動日     |
| 18 | 住民日異動事由    |
| 19 | 非住民日届出日    |
| 20 | 非住民日異動日    |
| 21 | 非住民日異動事由   |
| 22 | 届出日        |
| 23 | 異動日        |
| 24 | 異動事由       |
| 25 | 国籍         |
| 26 | 入国目的       |
| 27 | 在留期間       |
| 28 | 在留期間満了日    |
| 29 | 外国人住民となった日 |
| 30 | 転入前郵便番号    |
| 31 | 転入前住所      |
| 32 | 転入前住所方書    |
| 33 | 転出先郵便番号    |
| 34 | 転出先住所      |
| 35 | 転出先住所方書    |
| 36 | 住民税情報      |
| 37 | 医療保険情報     |
| 38 | 老齢福祉年金情報   |
| 39 | 送付先情報      |
| 40 | 連絡先情報      |
| 41 | 口座情報       |
| 42 | 老人保健情報     |
| 43 | 生活保護情報     |
| 44 | 特記事項情報     |
| 45 | 送達記録情報     |
| 46 | 国民健康保険情報   |
| 47 | 後期高齢者情報    |

<資格>

|    |        |
|----|--------|
| 48 | 被保険者番号 |
| 49 | 資格異動日  |
| 50 | 資格届出日  |
| 51 | 資格取得日  |
| 52 | 資格喪失日  |
| 53 | 一号該当日  |
| 54 | 資格異動事由 |
| 55 | 被保険者区分 |
| 56 | 証発行情報  |
| 57 | 施設入所情報 |
| 58 | 境界層者情報 |
| 59 | 適用除外情報 |
| 60 | 負担割合情報 |

<認定>

|    |       |
|----|-------|
| 61 | 申請日   |
| 62 | 申請受理日 |
| 63 | 申請区分  |
| 64 | 申請理由  |
| 65 | 申請者関係 |
| 66 | 申請者氏名 |
| 67 | 申請者住所 |

|     |            |
|-----|------------|
| 68  | 申請者郵便番号    |
| 69  | 申請者電話番号    |
| 70  | 訪問調査希望日時   |
| 71  | 調査実施場所     |
| 72  | 調査票回収予定日   |
| 73  | 調査委託日      |
| 74  | 訪問調査日      |
| 75  | 訪問調査開始時刻   |
| 76  | 調査委託事業者    |
| 77  | 訪問調査員      |
| 78  | 調査結果入手日    |
| 79  | 調査票番号      |
| 80  | かかりつけ医療機関  |
| 81  | かかりつけ医     |
| 82  | 意見書作成医医療機関 |
| 83  | 意見書作成医     |
| 84  | 意見書作成依頼日   |
| 85  | 意見書依頼書発行日  |
| 86  | 診断命令書発行日   |
| 87  | 意見書作成日     |
| 88  | 意見書入手日     |
| 89  | 一次判定日      |
| 90  | 一次判定結果     |
| 91  | 審査予定日      |
| 92  | 二次審査日      |
| 93  | 審査会場       |
| 94  | 合議体番号      |
| 95  | 二次審査要介護区分  |
| 96  | サービス種類変更有無 |
| 97  | 認定取消日      |
| 98  | サービス種類限定有無 |
| 99  | 認定有効月数     |
| 100 | 要介護認定日     |
| 101 | 認定有効開始日    |
| 102 | 認定有効終了日    |
| 103 | 要介護認定認定理由  |
| 104 | 認定通知書通知日   |
| 105 | 処分延期事由     |
| 106 | 処分延期決定日    |
| 107 | 処分延期通知書発行日 |
| 108 | サービス種類限定情報 |
| 109 | 転入者管理情報    |
| 110 | 訪問調査情報     |
| 111 | 訪問調査特記事項   |
| 112 | 主治医意見書情報   |
| 113 | 審査会意見情報    |
| 114 | 生保2号被保険者情報 |

<居宅>

|     |            |
|-----|------------|
| 115 | 申請受付日      |
| 116 | 届出日        |
| 117 | 居宅有効開始日    |
| 118 | 居宅有効終了日    |
| 119 | 居宅サービス届出番号 |
| 120 | 居宅介護支援事業者  |
| 121 | 申請代理人      |
| 122 | 給付管理票情報    |

<国保連>

|     |              |
|-----|--------------|
| 123 | 受給者異動情報      |
| 124 | 共同処理用受給者異動情報 |
| 125 | 給付実績情報       |
| 126 | 給付実績明細情報     |
| 127 | 過誤申立情報       |
| 128 | 再審査申立情報      |

<償還>

|     |          |
|-----|----------|
| 129 | サービス提供年月 |
| 130 | 申請書番号    |
| 131 | 申請給付種類   |
| 132 | 申請日      |
| 133 | 受付日      |

|     |             |
|-----|-------------|
| 134 | 申請者との関係     |
| 135 | 申請者事業者番号    |
| 136 | 申請者氏名       |
| 137 | 申請者郵便番号     |
| 138 | 申請者住所       |
| 139 | 申請者電話番号     |
| 140 | 支払方法        |
| 141 | 支払口座        |
| 142 | 通知書送付先      |
| 143 | 保険請求額       |
| 144 | 利用者負担額      |
| 145 | 審査年月        |
| 146 | 支給決定日       |
| 147 | 支払金額        |
| 148 | 緊急時施設療養情報   |
| 149 | 特定診療費情報     |
| 150 | 食事費用情報      |
| 151 | 福祉用具購入費情報   |
| 152 | 住宅改修費情報     |
| 153 | 居宅サービス計画費情報 |
| 154 | 事前相談情報      |

<高額>

|     |          |
|-----|----------|
| 155 | サービス提供年月 |
| 156 | 申請日      |
| 157 | 申請者との関係  |
| 158 | 申請者事業者   |
| 159 | 申請者氏名    |
| 160 | 申請者郵便番号  |
| 161 | 申請者住所    |
| 162 | 申請者電話番号  |
| 163 | 支払方法     |
| 164 | 支払口座     |
| 165 | 通知書送付先   |
| 166 | サービス費用額  |
| 167 | 利用者負担額   |
| 168 | 算定基準額    |
| 169 | 支払済額     |
| 170 | 高額支給額    |
| 171 | 勸奨通知書作成日 |
| 172 | 算定基準日    |
| 173 | 算定世帯コード  |
| 174 | 所得区分     |
| 175 | 老福の有無    |

<減免>

|     |               |
|-----|---------------|
| 176 | 減額申請日         |
| 177 | 申請者との関係       |
| 178 | 申請者氏名         |
| 179 | 申請者郵便番号       |
| 180 | 申請者住所         |
| 181 | 申請者電話番号       |
| 182 | 減額認定日         |
| 183 | 減額結果通知書送付先    |
| 184 | 減額            |
| 185 | 減額開始日         |
| 186 | 減額終了日         |
| 187 | 減額結果通知書作成日    |
| 188 | 一割負担減免情報      |
| 189 | 旧措置者減免情報      |
| 190 | 社会福祉法人減免情報    |
| 191 | 特定標準負担額減額情報   |
| 192 | 訪問介護負担額減額情報   |
| 193 | 特定入所者介護サービス情報 |

<制限>

|     |           |
|-----|-----------|
| 195 | 一時差止対象者情報 |
| 196 | 控除適用情報    |
| 197 | 支払方法変更情報  |

<合算>

|     |               |
|-----|---------------|
| 198 | 高額合算申請情報      |
| 199 | 高額合算支給決定情報    |
| 200 | 高額合算自己負担額確認情報 |

<事業>

|     |           |
|-----|-----------|
| 201 | 総合事業対象者情報 |
|-----|-----------|

<賦課>

|     |            |
|-----|------------|
| 202 | 賦課年度       |
| 203 | 徴収方法       |
| 204 | 賦課期日       |
| 205 | 賦課更正事由     |
| 206 | 賦課更正日      |
| 207 | 所得段階       |
| 208 | 保険料額       |
| 209 | 減免情報       |
| 210 | 特徴年金情報     |
| 211 | 特徴年金情報(介護) |

<調定>

|     |        |
|-----|--------|
| 212 | 賦課年度   |
| 213 | 調定年度   |
| 214 | 徴収方法   |
| 215 | 期別     |
| 216 | 期別保険料額 |
| 217 | 納期限    |

<収納>

|     |         |
|-----|---------|
| 218 | 賦課年度    |
| 219 | 調定年度    |
| 220 | 徴収方法    |
| 221 | 期別      |
| 222 | 収納種別    |
| 223 | 保険料収納金額 |
| 224 | 延滞金額    |
| 225 | 督促手数料額  |
| 226 | 収納日     |
| 227 | 領収日     |
| 228 | 消込日     |
| 229 | 過誤納情報   |
| 230 | 還付充当情報  |
| 231 | 督促催告情報  |
| 232 | 滞納情報    |
| 233 | 分納情報    |

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

|  |   |
|--|---|
| <b>1. 特定個人情報ファイル名</b>  |   |
| 介護保険情報ファイル   |   |
| <b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>  |   |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク  |   |
| リスクに対する措置の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、 unnecessary閲覧が行われないようにする。</li> <li>・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。</li> <li>・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置<br>・事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、系統的に担保されている。<br>・本人等が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項とし、必要な情報以外は入手できないようにしている。<br>・入力内容の点検は、入力を行った者以外のものが確認する。<br>・必要な情報以外を入手しないよう職員研修を行う。  |   |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>  |   |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク  |   |
| リスクに対する措置の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から介護保険情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。</li> </ul>  |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク  |   |
| ユーザ認証の管理   | [ 行っている ]      <選択肢><br>1) 行っている      2) 行っていない   |
| 具体的な管理方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険システムを利用する必要がある職員、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。</li> </ul>  |
| その他の措置の内容  |   |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |
| その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。<br>・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。<br>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。<br>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。<br>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 |   |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  |   | [ ] 委託しない  |
|---|---|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク  |   |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定                                       | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                                      |
| 規定の内容   | 個人情報取扱特記事項<br>・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止<br>・個人情報の漏えい禁止<br>・再委託の禁止(事前承認した場合を除く。)<br>・委託業務の目的以外での個人情報の使用禁止<br>・個人情報の複写及び複製の禁止<br>・事故発生時における報告義務<br>・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務<br>・事業所内からの個人情報の持出しの禁止<br>・個人情報を取り扱う従業員の明確化<br>・従業員に対する監督及び教育<br>・契約内容の遵守状況に係る報告<br>・実地調査の実施 |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保                                       | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法  | 個人情報の取扱いについては、承諾した場合を除き、第三者への委託を禁止し、再委託を受けた者に対しても個人情報取扱特記事項を遵守させる。  |  |
| その他の措置の内容   |   |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置                         |   |  |
|   |   |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                      |   | [ ] 提供・移転しない   |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク   |   |  |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                                      |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法  | 情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを調査し、許可されればデータ利用が可能となる。   |  |
| その他の措置の内容   | 設置された端末では、権限を持った職員の許可がなければ情報の取り出しができないようにしている。  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |  |
|   |   |  |



| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)   |  |
|---|--|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク  |  |
| リスクに対する措置の内容  | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>  |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容  | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |
| <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを可能な限り排除する。</p> |  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去   |              |   |
|---|--------------|---|
| リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク  |              |   |
| ①事故発生時手順の策定・周知  | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか  | [ 発生なし ]     | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                          |
| その内容  |              |   |
| 再発防止策の内容  |              |   |
| その他の措置の内容   |              |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている    |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |              |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退室管理を行っている部屋にサーバを設置する。</li> <li>・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</li> <li>・不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。</li> <li>・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、システムの処理にて消去する。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</li> <li>・紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</li> </ul> |              |   |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <b>8. 監査</b>           |  |
| 実施の有無                  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b> |  |
| 従業者に対する教育・啓発           | [    十分に行っている    ]                      <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 具体的な方法                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員を対象に情報セキュリティについて自己点検、eラーニング等を通じ継続的に教育・啓発を実施する。</li> <li>・違反行為を行った者には、指導を行い、違反行為の内容によっては、懲戒処分の対象となる。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。</li> </ul> |
| <b>10. その他のリスク対策</b>   |  |
|                        |  |

## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
|--------------------------|---|
| ①請求先                     | 総務部 総務課 文書情報管理室<br>380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地               |
| ②請求方法                    | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。                        |
| ③法令による特別の手続              |   |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         |   |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| ①連絡先                     | 保健福祉部 介護保険課<br>380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-7991 |
| ②対応方法                    | 問い合わせを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。                              |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 平成27年4月1日   |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   |   |
| ②実施日・期間               |   |
| ③主な意見の内容              |   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  |   |
| ②方法                   |   |
| ③結果                   |   |

## (別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目                                       | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                              |
|-----------|--|---|---|------|--|
| 令和1年7月1日  | I 基礎情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容 | (追加)  | 長野市介護保険利用者負担援護事業実施要綱(平成12年8月11日告示第243号)に基づき、被保険者の保険給付を行う事務であり、以下の事務において個人番号を用いることになる。<br>1. 長野市介護保険利用者負担援護事業に関する事務                                | 事前   | 情報連携に伴う事務の概要の変更                        |
| 令和1年7月1日  | I 基本情報<br>4. 個人番号の利用<br>法令上の根拠           | 番号法第9条第1項 別表第一 項番68<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条  | 介護保険法に規定する事務<br>・番号法第9条第1項 別表第一 項番68<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条<br>介護サービス等の利用者に対する負担の軽減に関する事務<br>・長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条 第1項 別表第1 | 事前   | 情報連携に伴う事務の概要の変更                        |
| 平成30年1月4日 | I 基本情報<br>5. 個人番号の利用※<br>②法令上の根拠         | 番号法第19条第7号 別表第二<br>〈情報照会〉: 項番93、94<br>〈情報提供〉: 項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117 | 介護保険法に規定する事務<br>番号法第19条第7号 別表第二<br>〈情報照会〉: 項番93、94<br>〈情報提供〉: 項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、109             | 事後   | 重要な変更には当たらない。<br>法令改正等による形式的な変更        |
| 令和1年7月1日  | I 基本情報<br>5. 個人番号の利用※<br>②法令上の根拠         | (追加)  | 介護サービス等の利用者に対する負担の軽減に関する事務<br>番号法第19条第8号に基づき定める特定個人情報に関する規則   | 事後   | 情報連携に伴う事務の概要の変更                        |
| 平成28年4月1日 | I 基本情報<br>6. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長      | 課長 清水 一男  | 課長 下條 正雄  | 事後   | 重要な変更には当たらない。<br>所属長の変更。               |
| 平成30年1月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>⑤保有開始日    | 平成27年12月予定  | 平成28年1月   | 事後   | 重要な変更には当たらない。<br>特定個人情報ファイルの保有日確定に伴う変更 |

|           |  |                      |   |    |  |
|-----------|--|----------------------|---|----|--|
| 平成30年1月4日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>3 特定個人情報の入手・使用<br>① 入手元               | 戸籍・住民記録課             | 市民窓口課   | 事後 | 重要な変更には当たらない。<br>組織の名称の変更に伴う、情報の入手元の変更             |
| 平成30年1月4日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>④ 再委託の有無      | 再委託する                | 再委託しない  | 事後 | 重要な変更には当たらない。<br>特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる変更 |
| 平成30年1月4日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>⑤ 再委託の許諾方法    | 介護保険システムの運用支援及び保守等業務 | (削除)  | 事後 | 重要な変更には当たらない。<br>特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる変更 |
| 平成30年1月4日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>⑥ 再委託事項       | 介護保険システムの運用支援及び保守等業務 | (削除)  | 事後 | 重要な変更には当たらない。<br>特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる変更 |
| 平成30年1月4日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④ 登録される項目<br>すべての記録項目(別紙1) | (別紙1に追加)             | ① 法令上の根拠(別表第二の項番)43、95、109を追加   | 事後 | 重要な変更には当たらない。<br>法令改正等による形式的な変更                    |
| 平成30年1月4日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④ 登録される項目<br>すべての記録項目(別紙1) | (別紙1から削除)            | ① 法令上の根拠(別表第二の項番)117を削除   | 事後 | 重要な変更には当たらない。<br>法令改正等による形式的な変更                    |
| 平成30年1月4日 | Ⅲ リスク対策<br>3. 特定個人情報の使用                                  | ・統合端末のディスプレイを        | ・端末のディスプレイを   | 事後 | 重要な変更には当たらない。<br>誤記により修正するもの                       |
| 平成30年1月4日 | Ⅲ リスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>規定の内容                 | (追加)                 | ・事業所内からの個人情報の持出しの禁止<br>・個人情報を取り扱う従業員の明確化<br>・従業員に対する監督及び教育<br>・契約内容の遵守状況に係る報告<br>・実地調査の実施 | 事後 | 重要な変更には当たらない。<br>特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる変更 |

|           |   |  |  |    |                          |
|-----------|---|--|--|----|--------------------------|
| 平成30年4月1日 | I 基本情報<br>6. 評価実施機関における<br>担当部署<br>②所属長                                 | 課長 下條 正雄   | 課長 北澤 正志   | 事後 | 重要な変更には当たらない。<br>所属長の変更。 |
| 平成31年2月7日 | I 基本情報<br>6. 評価実施機関における<br>担当部署<br>②所属長の役職名                             | 課長 北澤 正志   | 課長   | 事前 |                          |
| 令和3年9月1日  | I 基本情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り<br>扱う事務<br>②事務の内容                            | 長野市介護保険利用者負担援護事業実施要綱<br>(平成12年8月11日告示第243号)に基づき、被<br>保険者の保険給付を行う事務であり、以下の事<br>務において個人番号を用いることになる。<br>1. 長野市介護保険利用者負担援護事業に関<br>する事務   | 長野市介護保険利用者負担援護事業実施要綱<br>(平成12年8月11日告示第243号)に基づき、対<br>象者に扶助費の支給を行う事務であり、以下の<br>事務において個人番号を用いることになる。<br>1. 長野市介護保険利用者負担援護事業に関<br>する事務  | 事後 | 重要な変更には当たらない。            |
| 令和3年9月1日  | I 基本情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り<br>扱う事務<br>②事務の内容                            | (追加)   | 長野市要介護被保険者等住宅整備事業補助金<br>交付要綱(平成3年3月29日告示第46号)に基<br>づき、申請者に補助金の支給を行う事務であ<br>り、以下の事務において個人番号を用いること<br>になる。<br>1. 長野市要介護被保険者等住宅整備事業に<br>関する事務   | 事後 | 重要な変更には当たらない。            |
| 令和3年9月1日  | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り<br>扱う事務において使用する<br>システム<br>システム3<br>②システムの機能 | 4. 情報提供機能<br>・各業務で管理している番号法第19条第7号別<br>表第二の提供業務情報を受領し、中間サー<br>バーへの情報提供を行う。   | 4. 情報提供機能<br>・各業務で管理している番号法第19条第8号別<br>表第二の提供業務情報を受領し、中間サー<br>バーへの情報提供を行う。   | 事前 | 法令改正等による形式的な変<br>更       |
| 令和3年9月1日  | I 基本情報<br>5. 情報提供ネットワークシ<br>ステムによる情報連携<br>②法令上の根拠                       | 介護保険法に規定する事務<br>番号法第19条第7号 別表第二<br><情報照会>: 項番93、94<br><情報提供>: 項番1、2、3、4、6、8、11、2<br>6、30、33、39、42、43、56の2、58、61、6<br>2、<br>80、87、90、94、95、<br>108、109<br>介護サービス等の利用者に対する負担の軽減<br>に関する事務<br>番号法第19条第8号に基づき定める特定個<br>人情報に関する規則 | 介護保険法に規定する事務<br>番号法第19条第8号 別表第二<br><情報照会>: 項番93、94<br><情報提供>: 項番1、2、3、4、6、8、11、2<br>6、30、33、39、42、43、56の2、58、61、6<br>2、<br>80、87、90、94、95、<br>108、109<br>介護サービス等の利用者に対する負担の軽減<br>に関する事務<br>番号法第19条第9号に基づき定める特定個<br>人情報に関する規則 | 事前 | 法令改正等による形式的な変<br>更       |



|          |  |  |  |    |                                   |
|----------|--|--|--|----|-----------------------------------|
| 令和3年9月1日 | I 基本情報<br>6. 評価実施機関における担当部署<br>①部署                           | 保険福祉部 介護保険課                                  | 保健福祉部 介護保険課  | 事後 | 重要な変更には当たらない。                     |
| 令和3年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>主な記録項目            | [ ]年金関係情報                                    | [ ○ ]年金関係情報  | 事後 | 重要な変更には当たらない。                     |
| 令和3年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用                          | 評価実施機関内の他部署(市民窓口課、市民税課、国民健康保険課、高齢者福祉課、生活支援課) | 評価実施機関内の他部署(市民窓口課、市民税課、国民健康保険課、高齢者活躍支援課、生活支援課、障害福祉課) | 事後 | 重要な変更には当たらない。                     |
| 令和3年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用                          | ただし、市民窓口課、27支所は、資格及び収納状況の確認業務を行う。            | ただし、市民窓口課、27支所は、資格の確認業務を行う。                          | 事後 | 重要な変更には当たらない。                     |
| 令和3年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>③委託先名            | 富士通株式会社 長野支社                                 | 富士通Japan株式会社 長野支社                                    | 事後 | 重要な変更には当たらない。                     |
| 令和3年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>④再委託の有無          | 再委託する  | 再委託しない   | 事後 | 重要な変更には当たらない。<br>(平成30年1月4日の変更漏れ) |
| 令和3年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供・移転の有無 | 提供を行っている( 22件)                               | 提供を行っている( 24件)                                       | 事後 | 重要な変更には当たらない。                     |
| 令和3年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先1     | 番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)               | 番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)                       | 事前 | 法令改正等による形式的な変更                    |
| 令和3年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>①法令上の根拠  | 番号法第19条第7号別表第二(別紙1参照)                        | 番号法第19条第8号別表第二(別紙1参照)                                | 事前 | 法令改正等による形式的な変更                    |

|            |  |   |   |    |                   |
|------------|--|---|---|----|-------------------|
| 令和3年9月1日   | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>②提供先における用途           | 番号法第19条第7号別表第二に定める事務(別紙1参照)   | 番号法第19条第8号別表第二に定める事務(別紙1参照)   | 事前 | 法令改正等による形式的な変更    |
| 令和3年9月1日   | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>③提供する情報              | 番号法第19条第7号別表第二の特定個人情報(別紙1参照)  | 番号法第19条第8号別表第二の特定個人情報(別紙1参照)  | 事前 | 法令改正等による形式的な変更    |
| 令和3年9月1日   | IIIリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク1:目的外の入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 | (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 | 事前 | 法令改正等による形式的な変更    |
| 令和4年10月20日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>主な記録項目                        | [ ] その他 ( )   | [ ○ ] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)   | 事前 |                   |
| 令和4年10月20日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>①入手元                              | [ ] 行政機関・独立行政法人等(厚生労働大臣もしくは日本年金機構又は共済組合等)   | [ ] 行政機関・独立行政法人等(厚生労働大臣、日本年金機構、共済組合、デジタル庁等)   | 事前 |                   |
| 令和4年10月20日 | IV V 開示請求、問合せ・評価実施手続<br>1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>①請求先                    | 総務部 庶務課 情報管理室   | 総務部 総務課 文書情報管理室   | 事後 | 重要な変更にあたらぬ組織名の変更。 |
| 令和5年8月8日   | I 基本情報<br>2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1及びシステム3の③               | [ ] その他 ( )   | [ ○ ] その他 (申請管理システム)  | 事後 | 接続先の追加に伴う変更。      |

|          |   |  |  |    |              |
|----------|---|--|--|----|--------------|
| 令和5年8月8日 | I 基本情報<br>2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム5 | システム5 追加   | ①申請管理システム<br>②(連携サーバ)<br>サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能<br>(申請管理システム)<br>連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能。および電子申請データを地方公共団体の基幹システムに連携する(受け渡す)機能<br>③[○] 庁内連携システム   | 事後 | 接続先の追加に伴う変更。 |
| 令和5年8月8日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3特定個人情報の入手・使用<br>②入手方法        | [ ] その他 ( )  | [○] その他 (申請管理システム)   | 事後 | 接続先の追加に伴う変更。 |
| 令和5年8月8日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3特定個人情報の入手・使用<br>⑤使用方法        | 1 被保険者の資格管理 本人等の申請又は住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報等をもとに資格管理を行う。<br>2 保険料の賦課・徴収 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報等をもとに保険料の賦課・徴収を行う。<br>3 要介護(要支援)認定等 本人等の申請又は住民票関係情報、健康・医療関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、要介護(要支援)認定に関わる事務を行う。<br>4 保険給付 本人等の申請又は住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、保険給付を行う。<br><br>ただし、市民窓口課、27支所は、資格の確認業務を行う。 | 1 被保険者の資格管理 本人等の申請又は住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報等をもとに資格管理を行う。<br>2 保険料の賦課・徴収 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報等をもとに保険料の賦課・徴収を行う。<br>3 要介護(要支援)認定等 本人等の申請又は住民票関係情報、健康・医療関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、要介護(要支援)認定に関わる事務を行う。<br>4 保険給付 本人等の申請又は住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、保険給付を行う。<br>5 「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等<br><br>ただし、市民窓口課、27支所は、資格の確認業務を行う。 | 事後 | 接続先の追加に伴う変更。 |

|                 |  |  |   |           |                     |
|-----------------|--|--|---|-----------|---------------------|
| <p>令和5年8月8日</p> | <p>II 特定個人情報ファイルの概要<br/> 3 特定個人情報の入手・使用<br/> ⑤使用方法 情報の突合</p> | <p>1 被保険者の資格管理 被保険者の資格の確認のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報等の突合を行う。<br/> 2 保険料の賦課・徴収 保険料の賦課決定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報及び災害関係情報等の突合を行う。<br/> 3 要介護(要支援)認定等 要介護(要支援)認定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、健康・医療関係情報、生活保護・社会福祉関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報等の突合を行う。<br/> 4 保険給付 保険給付のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び災害関係情報等の突合を行う。</p> | <p>1 被保険者の資格管理 被保険者の資格の確認のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報等の突合を行う。<br/> 2 保険料の賦課・徴収 保険料の賦課決定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報及び災害関係情報等の突合を行う。<br/> 3 要介護(要支援)認定等 要介護(要支援)認定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、健康・医療関係情報、生活保護・社会福祉関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報等の突合を行う。<br/> 4 保険給付 保険給付のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び災害関係情報等の突合を行う。<br/> 5 申請者を確認するために既居住基システム</p> | <p>事後</p> | <p>接続先の追加に伴う変更。</p> |
|                 |  |  |   |           |                     |
|                 |  |  |   |           |                     |
|                 |  |  |   |           |                     |